

貨物概要

タピオカでん粉に酵素を作用させ糖化し、精製した含水結晶ぶどう糖。

- ・ D-グルコース含量 99.5% (ドライベース)
- ・ 総固形物含量 91.0%
- ・ 硫酸灰分 0.1% (ドライベース)

分類

関税率表第 1702.30 号 - 2 - - A (統計番号 1702.30-221) の精製したぶどう糖

分類理由

国内分類例規第1702.30号の「1.ぶどう糖及びぶどう糖水のうち「精製したもの」」に規定するCODE X規格に定めるぶどう糖の純度に関する基準を満たすぶどう糖であることから、上記のとおり分類されます。

(参考)

【CODE X規格のぶどう糖の純度に関する基準(重量割合)】

(含水結晶ぶどう糖) (無水結晶ぶどう糖)

- | | | |
|------------------------|---------|---------|
| ・ D - グルコース含量 (ドライベース) | 99.5%以上 | 99.5%以上 |
| ・ 総固形物含量 | 90.0%以上 | 98.0%以上 |
| ・ 硫酸灰分 (ドライベース) | 0.25%以下 | 0.25%以下 |

含有還元糖分をD-グルコースとして計算した量

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)